

# 地方公共団体情報システム機構シンボルマーク等管理規程

平成26年4月1日地情機規程第14号

(目的)

第1条 この規程は、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）のシンボルマーク及びロゴタイプ（以下「シンボルマーク等」という。）の適正な使用、維持及び管理に必要な事項を定めるものとする。

(形状等)

第2条 シンボルマーク等の形状及び色は別図のとおりとする。

(ガイドライン)

第3条 シンボルマーク等の使用については、別に定める地方公共団体情報システム機構シンボルマーク等ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

(使用対象)

第4条 シンボルマーク等は、機構の社会的認知に必要と認められる対象物（看板、印刷物、ポスター、封筒、名刺、ホームページ等）に使用するものとする。

(ガイドラインの管理)

第5条 ガイドラインは、管理部総務課が管理し、各部署がガイドラインに定められた使用制限を超えた使用を希望する場合は、あらかじめ総務課長に相談することとし、総務課長が調整を図るものとする。

2 総務課長が新たな使用事例を承認した場合は、これをガイドラインに追加、補正するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

